

栃木市告示第288号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、景観重要建造物の指定をしたので、栃木市景観条例第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年8月1日

栃木市長 鈴木 俊 美



1 景観重要建造物の指定番号

第1号

2 景観重要建造物の指定年月日

平成28年8月1日

3 景観重要建造物の名称

塚田歴史伝説館（建築物9棟、工作物1基）

4 景観重要建造物の所在地

栃木市倭町字倭町272番地1